

令和6年度川口市中小企業従業員等奨学金返還支援補助金 補助対象期間について

令和5年10月から令和6年9月に採用された（勤務先の変更含む）方の補助対象期間は、以下のとおりです。

なお、勤務先を変更した方は、補助金申請時の勤務先での在籍期間のみが対象となります。

○令和5年10月から令和6年8月に採用された方

採用日	補助対象期間
毎月の1日	採用された月から令和6年9月まで
毎月の2日以降	採用された翌月から令和6年9月まで

- (例) 令和5年10月1日採用 ⇒令和5年10月～令和6年9月までの12ヶ月が補助対象
令和5年10月2日採用 ⇒令和5年11月～令和6年9月までの11ヶ月が補助対象

○令和6年9月に採用された方

採用日	補助対象期間
9月1日	令和6年9月のみ
9月2日以降	今年度の申請不可